

平成22年7月1日

改正 平成25年9月30日
改正 平成26年10月1日
改正 平成28年6月17日
改正 平成30年6月20日
改正 令和3年8月25日

津波対策実施要領

1 目的

この要領は、「大分港、中津港、別府港、佐賀関港、臼杵港、津久見港、佐伯港（以下「大分港等」という。）」に影響を及ぼす津波により、船舶等の災害の発生を防止するため、警戒態勢発令基準等の内容を明確にすることにより、大分港等での津波対策を円滑に実施し、各種船舶の安全確保を図ることを目的とする。

2 警戒態勢

(1) 区分

警戒態勢の区分は
地震警戒強化態勢
津波注意態勢
津波警戒態勢
大津波警戒態勢
とする。

(2) 発令基準

① 地震警戒強化態勢

気象庁が、南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）を発表した場合に発令する。（佐伯港のみ）

② 津波注意態勢

気象庁が、大分県瀬戸内海沿岸又は豊後水道沿岸（以下「大分県沿岸」という。）に、津波注意報を発表した場合に発令する。

③ 津波警戒態勢

気象庁が、大分県沿岸に、津波警報を発表した場合に発令する。

④ 大津波警戒態勢

気象庁が、大分県沿岸に、大津波警報を発表した場合に発令する。

(3) 発令の港別による区分

津波注意報・警報の発表区域（津波予報区）の状況により、次のとおり分割し津波注意態勢等を発令することができる。

① 津波注意報等が「大分県瀬戸内海沿岸」のみ発表された場合、対象となる港
大分港、中津港、別府港、佐賀関港

② 津波注意報等が「大分県豊後水道沿岸」のみ発表された場合、対象となる港
臼杵港、津久見港、佐伯港

(4) 各船舶が各態勢において執るべき措置

各態勢において執るべき措置は、別添1「警戒対策実施表（津波）」を基本とする。ただし、地震警戒強化態勢を除く。

(5) 発令時期

上記2（2）の各警戒態勢の発令時期については、気象庁が大分県沿岸に津波注意報・津波警報（津波・大津波）、南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）を発表した時点とする。

3 退去命令

津波による船舶事故等の災害発生が予想される場合で、退去の措置をとるにあたり時間的に余裕があると認められる場合に大分港長又は大分海上保安部長が発令する場合がある。

4 警戒態勢の解除

警戒態勢の解除は、気象庁から大分県沿岸に発表されていた津波注意報・津波警報（津波・大津波）の解除が発表され、港内在泊船舶等に影響がないと判断された時点とする。

なお、上記2（3）による港別による区分ごとに解除することができる。

地震警戒強化態勢の解除は南海トラフ地震臨時情報（巨大地震注意）に切替わった時とする。ただし、同態勢が発出中に津波警報等の発表がなされた場合は、同態勢から津波各態勢に切替える。

5 情報伝達及び周知

大分海上保安部は、下記（1）により警戒態勢発令・解除を各委員に伝達し、その情報を入手した各委員は、関係船舶にその旨を伝達する。

また、下記（2）～（4）により船舶に対して広く周知を行う。

(1) 連絡系統による伝達

大分海上保安部から各委員等に対して、別添2-1～2-6の用紙を用い、一斉FAX送信にて警戒態勢発令・解除の伝達を基本とするほか、特に必要がある場合は、大分港等異常気象対策委員会連絡系統図により電話、メールにて周知する。

(2) おおいたポータルラジオからの周知

国際VHFにより周知する。

(3) 巡視船艇による周知

マイク、国際VHFにより周知する。

(4) 海の安全情報（沿岸域情報提供システム）への掲載

アドレス：<http://www6.kaiho.mlit.go.jp/07kanku>

6 避難海域等

- (1) 船舶の避難海域は、基本的には水深の深い広い海域とする。
- (2) 陸上での避難場所については、各地域の防災計画に定められた避難場所や機関ごとにあらかじめ定めた避難場所に避難するものとする。

7 その他の留意事項

- (1) 大規模地震の発生に伴う通信インフラの障害又は津波来襲までに時間的余裕が無い場合は、港長等からの警戒態勢発令等の情報が伝達できないことが予測されるため、船舶は、気象庁が発表する津波に関する情報入手にあわせ、港長等からの警戒態勢発令等の伝達を待つことなく、本要領に準じた対策を講じること。
- (2) 委員は船舶への被災防止の観点から、前記事項を円滑に履行するために所属関係船舶へ本要領の事前周知等を行うこと。
- (3) 大規模災害時には、漂流物、沈船等航路障害物の発生が危惧されることから、航行する船舶は現場の状況等に十分留意すること。

各態勢時における措置

警戒対策実施表(津波)

警戒態勢の区分	津波予報の種類 津波警報・注意報の種類	津波来襲までの時間的余裕	船舶の対応					
			大型船、中型船(漁船を含む)			小型船(プレジャーボート、小型漁船等)		
			港内着岸船		一般船 (作業船を含む)	危険物積載船	航行船	港内着岸船
		航行船、錨泊船						
大津波警戒態勢	大津波警報 10m超 (10m<予想高さ) 10m (5m<予想高さ≤10m) 5m (3m<予想高さ≤5m)	無し	荷役・作業中止 係留避泊又は陸上避難	荷役・作業中止 危険物安全措施 係留避泊又は陸上避難	作業中止 港内避泊	港内避泊	陸上避難	着岸後陸上避難又は 港内避泊
		有り	荷役・作業中止 港外退避	荷役・作業中止 港外退避	作業中止 港外退避	港外退避	陸揚固縛 又は係留強化の後陸上避難 (場合によっては港外退避)	着岸のうえ陸揚固縛 若しくは係留強化の後 陸上避難又は港外退避
津波警戒態勢	津波警報 3m (1m<予想高さ≤3m)	無し	荷役・作業中止 係留避泊	荷役・作業中止 危険物安全措施 係留避泊	作業中止 港内避泊	港内避泊	陸上避難	着岸後陸上避難 又は港内避泊
		有り	荷役・作業中止 港外退避又は係留避泊	荷役・作業中止 港外退避	作業中止 港外退避	港外退避	陸揚固縛 又は係留強化の後陸上避難 (場合によっては港外退避)	着岸のうえ陸揚固縛 若しくは係留強化の後 陸上避難又は港外退避
津波注意態勢	津波注意報 1m (0.2m<予想高さ≤1m)	/	荷役・作業中止 係留避泊又は港外退避	荷役・作業中止 危険物安全措施 (一般船舶の措置) 係留避泊又は港外退避	作業中止 港内避泊 (場合によっては 港外退避)	港外退避	陸揚固縛 又は係留強化の後陸上避難 (場合によっては港外退避)	着岸のうえ陸揚固縛若しくは 係留強化の後陸上避難 又は港外退避

- ※1 津波来襲までの時間的余裕が有る場合とは、津波が到達する前に、港外退避又は陸揚固縛等、避難に要する時間的余裕がある場合(無し:それが無い場合)
- ※2 大型船: タグボート等の補助船、パイロットを必要とし、単独での出港が困難な船舶をいう。
- ※3 中型船: 大型船及び小型船以外の船舶をいう。
- ※4 小型船: プレジャーボート、漁船等のうち、港内において陸揚げできる程度の船舶(造船所での陸揚げは含まない)をいう。
- ※5 陸上避難: 船舶での避難は高い危険が伴う場合、可能な限り船舶流出等の措置(係留強化等)を執ったうえで乗組員が陸上に避難すること。
- ※6 港外退避: 沖合いの水深が深く、広い海域に避難すること(港外退避中に航行困難となった場合は港内避泊)。
- ※7 港内避泊: 港内の緊急避難海域で錨、機関、スラスタにより津波に対抗する(小型船は流速の遅い水域で津波、漂流物を避航)こと。
- ※8 係留避泊: 係留強化、機関の併用等により係留状態のまま津波に対抗する(陸上作業員等の緊急避難場所として乗船させることを考慮すること)。
- ※9 陸揚固縛: プレジャーボート、漁船等の小型船を陸揚げし、津波等により海上に流出しないように固縛すること。
- ※10 危険物安全措施: 危険物を積載している船倉の開口部を閉鎖する等、危険物が船外に流出しないようにする措置のこと。
- ※11 災害応急対策に従事する者又は災害応急対策に必要な物資の緊急輸送その他の災害応急対策を実施するための船舶にあっては、この限りでない。
- ※12 錨泊中の船舶は走錨防止のため、国際VHF(ch16)を常時聴守する等、海上保安庁との連絡手段を確保するとともに、当直員(船橋当直・無線当直等)を配置すること。
また、AIS搭載船舶は、AIS常時作動を確認すること。

津波注意態勢発令

大分港長・大分海上保安部長

月 日 時 分発令

大分県瀬戸内海沿岸・大分県豊後水道沿岸
に津波注意報が発表されたことから、大分港長・大分海上保安部長は

大分港、中津港、別府港、佐賀関港、臼杵港、津久見港、佐伯港

に港則法第39条第4項(同法第45条)の規定に基づく勧告

【下表の措置】

を発令する。ただし、港長等が認めた船舶を除く。

なお、各措置の実施にあたり、人命を最優先とし、港外退避する船舶は可能な限り水深の深い海域へ避難すること。

また、錨泊中の船舶は走錨防止のため、次の事項に留意すること。

- ・国際VHF(ch16)を常時聴守する等、海上保安庁との連絡手段を確保すること。
- ・当直員(船橋当直・無線当直等)を配置すること。
- ・AIS搭載船舶は、AIS常時作動を確認すること。

津波注意態勢対策実施事項

船舶の対応	大型・中型船 (漁船を含む)	港内着岸船	を(一般船舶を含む)船舶	・荷役・作業中止 ・係留避泊又は港外退避
			積危険物	・荷役・作業中止 ・危険物安全措施 ・係留避泊又は港外退避(一般船舶の措置)
			を(錨泊作業船を含む)船舶	・作業中止、港内避泊(場合によっては港外退避)
			航行船	・港外退避
	小型船 (プレジャーボート等)	着岸港内船	・陸揚固縛、又は係留強化の後陸上避難 (場合によっては港外退避)	
		航錨泊航行船	・着岸のうえ陸揚固縛 ・若しくは係留強化の後陸上避難又は港外退避	

※災害応急対策に従事する者又は災害応急対策に必要な物資の緊急輸送その他の災害応急対策を実施するための船舶にあつては、この限りでない。

津波警戒態勢発令

大分港長・大分海上保安部長

月 日 時 分発令

大分県瀬戸内海沿岸・大分県豊後水道沿岸
に津波警報が発表されたことから、大分港長・大分海上保安部長は

大分港、中津港、別府港、佐賀関港、臼杵港、津久見港、佐伯港

に

1 港則法第39条第3項(同法第45条)の規定に基づく命令

【港内への入港禁止】

2 港則法第39条第4項(同法第45条)の規定に基づく勧告

【下表の措置】

を発令する。ただし、港長等が認めた船舶を除く。

なお、各措置の実施にあたり、人命を最優先とし、港外退避する船舶は可能な限り水深の深い海域へ避難すること。

また、錨泊中の船舶は走錨防止のため、次の事項に留意すること。

- ・国際VHF(ch16)を常時聴守する等、海上保安庁との連絡手段を確保すること。
- ・当直員(船橋当直・無線当直等)を配置すること。
- ・AIS搭載船舶は、AIS常時作動を確認すること。

津波注意態勢対策実施事項					
津波来襲までの時間的余裕			有り	無し	
船舶の対応	大型・中型船 (漁船を含む)	港内着岸船	を(一般船舶を含む)船舶	・荷役・作業中止 ・港外退避又は係留避泊	・荷役・作業中止 ・係留避泊
			積危険物	・荷役・作業中止 ・港外退避	・荷役・作業中止 ・危険物安全措置 ・係留避泊
			を(錨泊船を含む)船舶	・作業中止 ・港外退避	・作業中止 ・港内避泊
		航行船	・港外退避	・港内避泊	
	小型漁船等 (プレジャーボート)	着岸港内船	・陸揚固縛、又は係留強化の後陸上避難 (場合によっては港外退避)	・陸上避難	
		航錨行泊船	・着岸のうえ陸揚固縛 ・若しくは係留強化の後陸上避難又は港外退避	・着岸後陸上避難又は港内避泊	

※災害応急対策に従事する者又は災害応急対策に必要な物資の緊急輸送その他の災害応急対策を実施するための船舶にあつては、この限りでない。

大津波警戒態勢発令

大分港長・大分海上保安部長

月 日 時 分発令

大分県瀬戸内海沿岸・大分県豊後水道沿岸
に大津波警報が発表されたことから、大分港長・大分海上保安部長は

大分港、中津港、別府港、佐賀関港、臼杵港、津久見港、佐伯港

に

- 1 港則法第39条第3項(同法第45条)の規定に基づく命令
【港内への入港禁止】
- 2 港則法第39条第4項(同法第45条)の規定に基づく勧告
【下表の措置】

を発令する。ただし、港長等が認めた船舶を除く。

なお、各措置の実施にあたり、人命を最優先とし、港外退避する船舶は可能な限り水深の深い海域へ避難すること。

津波注意態勢対策実施事項					
津波来襲までの時間的余裕			有り	無し	
船舶の対応	大型・中型船 (漁船を含む)	港内着岸船	を(一般船舶を含む)	・荷役・作業中止 ・港外退避	・荷役・作業中止 ・係留避泊又は陸上避難
			積危険物	・荷役・作業中止 ・港外退避	・荷役・作業中止 ・危険物安全措施 ・係留避泊又は陸上避難
			を(錨泊船を含む)	・作業中止 ・港外退避	・作業中止 ・港内避泊
		航行船	・港外退避	・港内避泊	
	小型漁船等 (プレジャーボート)	着岸港内船	・陸揚固縛、又は係留強化の後陸上避難 (場合によっては港外退避)	・陸上避難	
		航錨泊船	・着岸のうえ陸揚固縛 ・若しくは係留強化の後陸上避難又は港外退避	・着岸後陸上避難又は港内避泊	

※災害応急対策に従事する者又は災害応急対策に必要な物資の緊急輸送その他の災害応急対策を実施するための船舶にあつては、この限りでない。

令和 年 月 日

津波(注意・警戒)態勢解除

大分港長・大分海上保安部長

月 日 時 分をもって、

大分港、中津港、別府港、佐賀関港
臼杵港、津久見港、佐伯港

に発令していた

津波(注意・警戒)態勢

を解除します。

※引き続き、航路障害物等については、注意してください。

地震警戒強化態勢発令

大分海上保安部長

●●年●●月●●日●●●●、気象庁から、「南海トラフ地震臨時情報(巨大地震警戒)」が発表されたことから、佐伯港における船舶等に対し、港則法第39条第4項(同法第45条)の規定に基づき、次のとおり勧告します。

●●月●●日●●●●から●●月●●日●●●●までの間、南海トラフ地震警戒強化について次の対策をとること。

- 1 避難に必要な支援体制の確保に係る確認
- 2 岸壁管理者の対応の確認
- 3 荷主企業等の対応の確認
- 4 地域特性を踏まえた避難方法の確認
- 5 南海トラフ地震臨時情報に係る情報の入手に努めること
- 6 避難準備を行い、状況に応じて安全な海域へ避難すること

なお、各措置の実施にあたり、人命を最優先として対応にあたること。
※地震警戒強化態勢が発令中に気象庁から津波警報等の発表がなされた場合は、警報に応じた各態勢に切替える。

令和 年 月 日

地震警戒強化態勢発令解除

大分港長・大分海上保安部長

月 日 時 分をもって、

佐伯港

に発令していた

地震警戒強化態勢発令

を解除します。

※引き続き、南海トラフ地震情報に係る情報の入手に努めること。